

議案第 6 1 号

清水町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 7 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町個人情報保護条例の一部を改正する条例

清水町個人情報保護条例（平成 14 年清水町条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条の 2 第 2 項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第 19 条第 7 号」を「第 19 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 3 年 9 月 1 日から適用する。